

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
遠隔方位測定設備等設置のための土地建物借用	支出負担行為担当官 信越総合通信局長 塩崎 充博 長野県長野市旭町1108	R5.4.3	電気通信設備等の設置場所の安全を確保するため、契約の相手方の商号又は名称及び住所は、非公表とする。	—	会計法第29条の3第4項 電気通信設備を機能させるに唯一最適な場所であるため、当該の者と随意契約を行った。	—	2,702,172	—					予定価格については、今後の契約の予定価格を類推させるおそれがあるため掲載しておりません。
遠隔方位測定設備等設置のための土地建物借用	支出負担行為担当官 信越総合通信局長 塩崎 充博 長野県長野市旭町1108	R5.4.3	電気通信設備等の設置場所の安全を確保するため、契約の相手方の商号又は名称及び住所は、非公表とする。	—	会計法第29条の3第4項 電気通信設備を機能させるに唯一最適な場所であるため、当該の者と随意契約を行った。	—	1,099,560	—					予定価格については、今後の契約の予定価格を類推させるおそれがあるため掲載しておりません。
遠隔方位測定設備等設置のための土地建物借用	支出負担行為担当官 信越総合通信局長 塩崎 充博 長野県長野市旭町1108	R5.4.3	電気通信設備等の設置場所の安全を確保するため、契約の相手方の商号又は名称及び住所は、非公表とする。	—	会計法第29条の3第4項 電気通信設備を機能させるに唯一最適な場所であるため、当該の者と随意契約を行った。	—	834,741	—					予定価格については、今後の契約の予定価格を類推せるおそれがあるため掲載しておりません。
遠隔方位測定設備等設置のための土地建物借用	支出負担行為担当官 信越総合通信局長 塩崎 充博 長野県長野市旭町1108	R5.4.3	電気通信設備等の設置場所の安全を確保するため、契約の相手方の商号又は名称及び住所は、非公表とする。	—	会計法第29条の3第4項 電気通信設備を機能させるに唯一最適な場所であるため、当該の者と随意契約を行った。	—	807,840	—					予定価格については、今後の契約の予定価格を類推せるおそれがあるため掲載しておりません。
遠隔方位測定設備等設置のための土地建物借用	支出負担行為担当官 信越総合通信局長 塩崎 充博 長野県長野市旭町1108	R5.4.3	電気通信設備等の設置場所の安全を確保するため、契約の相手方の商号又は名称及び住所は、非公表とする。	—	会計法第29条の3第4項 電気通信設備を機能させるに唯一最適な場所であるため、当該の者と随意契約を行った。	—	993,154	—					予定価格については、今後の契約の予定価格を類推せるおそれがあるため掲載しておりません。